

高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果について

- 1 令和4年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果（国調査）
 - ・厚生労働省が、高齢者虐待防止法に基づき、令和4年度の高齢者の虐待状況等を把握するため、毎年実施している全国調査。
 - ・県内市町村の状況を県 Web ページにおいて公表（別紙1）。

- 2 令和5年度高齢者虐待防止対策に関する取組状況調査結果について（県調査）
 - (1) 概要
 - ・調査内容 高齢者虐待防止に関する体制や対応状況のアンケート調査
 - ・調査対象 県内54市町村
 - ・調査期間 令和6年1月17日 ～ 2月9日
 - ・回答率 54/54（100%）
 - ・調査結果 別紙2のとおり

 - (2) 前年度調査との比較
 - 問Ⅰ-③ 虐待防止等の研修会、事例検討会等の実施
 - ・「実施している」と回答した市町村が30から36に増加。

 - 問Ⅰ-⑩ 虐待防止、早期発見・通報における新たな取組予定（自由記述）
 - ・取組予定を記述した市町村が4から10に増加。
 - ・記述内容
「一般住民や施設関係者を対象とした勉強会等を開催し、虐待に当たる行為や通報義務について周知を図る」、「一般住民や施設関係者を対象とした講演会を開催し、アンガーマネジメント等について学ぶ機会を設ける」、「虐待防止対応マニュアルやチェックリストを作成・更新する」など

 - 問Ⅹ-① 対応中の養護者虐待における発覚からの経過年数
問Ⅹ-② 虐待対応が長期化している理由
 - ・対応中の養護者虐待のうち、「発覚から1年以上の長期化している案件がある」と回答した市町村が27から32に増加。
 - ・長期化案件のうち「1年以上5年未満」の案件数が533件から585件に増加、「5年以上10年未満」の案件数が55件から54件に減少、「10年以上」の案件数が8件から7件に減少。
 - ・長期化の理由
「虐待者と被虐待者が共依存関係にあり、分離ができない」、「虐待者に精神疾患があると思われるが、支援を拒否している」など

(3) 虐待対応の問題・課題

○ 問Ⅰ-⑧ 介護保険サービス事業所における虐待通報・対応等の問題(自由記述)

(1) 養護者による虐待対応

「虐待の判断基準が個人や関係機関で異なり、対応の平準化が困難」、「ケアマネ等が養護者(虐待者)との信頼関係を損なう不安から通報を躊躇してしまうことがある」、「虐待の疑いがあっても事業所内部で事実確認をしてから通報されることがあり介入が遅れる」など

(2) 養介護施設従事者等による虐待対応

「通報者が特定されやすく、通報者の保護と問題解決の両立が困難」、「被虐待者が認知症等のため事実確認が困難な場合がある」、「職員が知識不足で虐待に当たる行為や通報義務を理解していない場合がある」、「職員間の人間関係が原因と推測できる通報が見受けられる」など

○ IX 高齢者虐待対応の課題(自由記述)

「虐待者に精神疾患や認知機能の低下などがみられる場合の支援に苦慮する」、「虐待者と被虐待者が共依存関係にある場合や8050問題がある場合の介入が困難」、「経済的虐待の事実確認の際に関係機関から協力を得ることが困難」、「事案が少ないことによる経験・知識不足」「マンパワー不足」

(4) 調査結果について

- ・昨年度と比較して、虐待の未然防止・早期発見・通報のための取組みを行う市町村が増加(根拠:問Ⅰ-⑩)。
- ・一方で、市町村により虐待対応件数が異なることから、支援技術、支援体制整備の取組みに地域差がみられた。
- ・過去からの家族関係や経済問題が複雑に絡み合った困難事例について、対応に苦慮している市町村が多く、関係機関との連携の重要性が指摘されている。
- ・県としては、高齢者虐待への的確、迅速な対応及び養護者支援が適切に行われるよう、市町村及び地域包括支援センター職員を対象とした、虐待事例研究や虐待対応の連携・体制整備の必要性を取り入れた研修を実施するなど、市町村に対する情報提供及び援助に努める。

(5) 令和6年度実施研修(予定)

- 高齢者虐待防止対応人材養成研修
 - ・養護者虐待への対応〔2回〕
 - ・施設従事者虐待への対応〔1回〕
- 権利擁護推進員養成研修〔1回〕
- 看護実務者研修〔1回〕

所在地 ホーム > 組織からさがす > 高齢福祉課 > 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく県内市町村の対応状況について

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく県内市町村の対応状況について

ページID:0498010 掲載日:2023年12月22日更新



厚生労働省が全国の市区町村を対象に実施した「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」のうち、県内市町村の状況を公表します。(法第25条に基づく公表)

なお、全国の調査結果は厚生労働省のホームページからご覧いただけます。

- 高齢者虐待の相談・通報件数及び虐待判断件数の推移 [PDFファイル/79KB] ・・・ 附属資料 ①

令和4年度

- 令和4年度 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況 [PDFファイル/181KB] ・・・ 附属資料 ②
- 令和4年度 養護者による高齢者虐待についての対応状況 [PDFファイル/249KB] ・・・ 附属資料 ③

令和3年度

- 令和3年度 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況 [PDFファイル/87KB]
- 令和3年度 養護者による高齢者虐待についての対応状況 [PDFファイル/101KB]

令和2年度

- 令和2年度 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況 [PDFファイル/118KB]
- 令和2年度 養護者による高齢者虐待についての対応状況 [PDFファイル/196KB]

高齢者虐待に関する用語

高齢者	65歳以上の方
高齢者虐待	「養護者による虐待」と「養介護施設従事者等による虐待」に分かれます。
養護者	「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」とされており、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当します。
養介護施設従事者等	老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者とされています。

虐待の区分

身体的虐待	殴る、蹴るなどの暴力を加えること、身体を拘束・抑制する、外部との接触を遮断する行為。
介護・世話の放棄・放任	養護を著しく怠ること。本人が必要とする介護、医療サービスを相応の理由無く制限し使わせない、水分や食事を与えない、劣悪な環境で生活させるなどにより身体的・精神的状態を悪化させるなど。
心理的虐待	脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的な苦痛を与えること。
性的虐待	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由無く制限すること。

問合せ

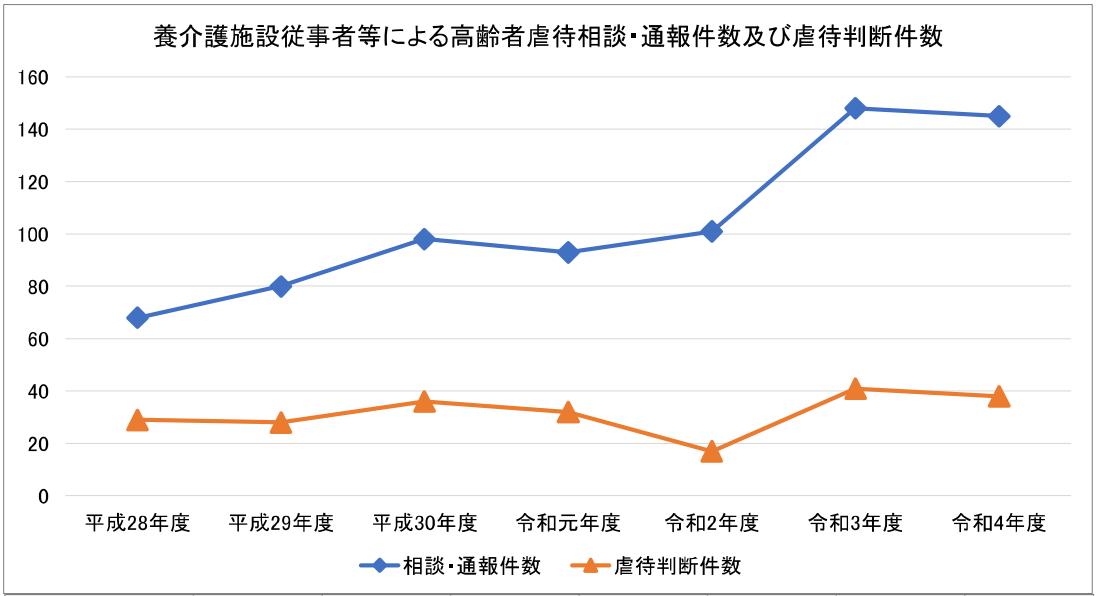
愛知県 福祉局 高齢福祉課

E-mail: korei@pref.aichi.lg.jp

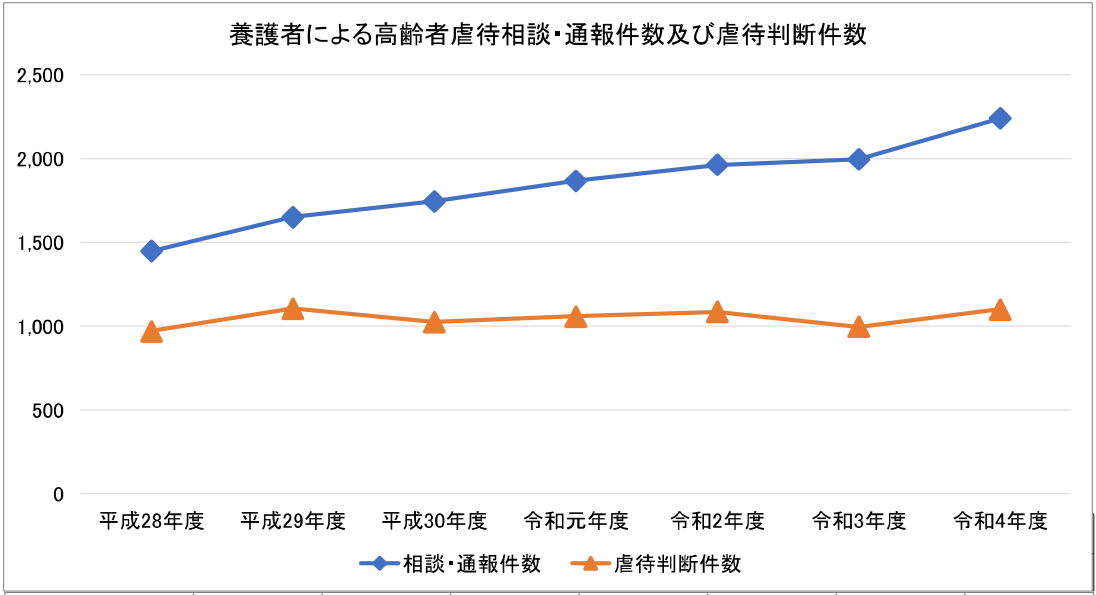
生きがい・福祉医療グループ(養護者による高齢者虐待担当 電話052-954-6285)

施設グループ(養介護施設従事者等による高齢者虐待担当 電話052-954-6287)

高齢者虐待の相談・通報件数及び虐待判断件数の推移



	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談・通報件数	68	80	98	93	101	148	145
虐待判断件数	29	28	36	32	17	41	38



	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談・通報件数	1,449	1,650	1,745	1,867	1,962	1,996	2,241
虐待判断件数	971	1,105	1,024	1,058	1,085	996	1,100

※ 相談通報件数：調査対象年度に市町村が相談・通報を受理した件数
 ※ 虐待判断件数：調査対象年度に市町村等が虐待と判断した件数（施設従事者による虐待においては、県と市町村が共同で調査・判断した事例及び県が直接受理し判断した事例を含む。）

令和4年度 高齢者虐待防止法に基づく対応状況等（養介護施設従事者等による高齢者虐待）

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第25条の規定に基づく、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況の公表については、以下のとおりです。

(1) 相談・通報対応件数

	令和3年度	令和4年度	増減	増加率
相談・通報件数	148	145	▲3	▲2.0%
虐待判断事例総件数	41	38	▲3	▲7.3%

(2) 虐待のあった施設・事業所のサービス種別

	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護医療院・介護療養型医療施設(グループホーム)	認知症対応型共同生活介護	住宅型有料老人ホーム	介護付き有料老人ホーム	短期入所施設	訪問介護等	その他	合計
件数	13	1	0	8	5	4	2	4	1	38
%	34.2	2.6	0.0	21.1	13.2	10.5	5.3	10.5	2.6	100.0

(3) 被虐待高齢者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	20	28	0	48
%	41.7	58.3	0.0	100.0

(4) 被虐待高齢者の年齢

	65歳未満障害者	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	100歳以上	不明	合計
人数	2	2	6	5	5	18	6	4	0	0	48
%	4.2	4.2	12.5	10.4	10.4	37.5	12.5	8.3	0.0	0.0	100.0

(5) 被虐待高齢者の要介護区分

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	不明	合計
人数	0	0	4	3	18	18	5	0	48
%	0.0	0.0	8.3	6.3	37.5	37.5	10.4	0.0	100.0

(6) 虐待の種別・類型

	身体的虐待	介護・世話の放棄、放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計(累計)	合計(人数)
件数	34	7	18	3	2	64	48
%	70.8	14.6	37.5	6.3	4.2	-	-

(注1) 調査対象年度内に虐待と判断された事例における被虐待高齢者の実人数について集計。

(注2) %は被虐待高齢者48人に対する割合である。

(7) 虐待者の年齢階層

	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	10	8	5	11	10	6	50
%	20.0	16.0	10.0	22.0	20.0	12.0	100.0

(8) 虐待者の職種

	介護職	看護職	管理職	施設長	経営者・開設者	その他	不明	合計
人数	45	2	2	0	1	0	0	50
%	90.0	4.0	4.0	0.0	2.0	0.0	0.0	100.0

(9) 市町村・都道府県の対応

ア 老人福祉法、介護保険法上の権限行使以外の対応（複数回答）

	施設等に 対する指導	改善計画の 提出依頼	施設従事者等 への注意・指導
件数	17	13	7

イ 介護保険法の規定に基づく権限の行使（複数回答）

	報告徴収 立入検査	改善勧告	改善勧告に 従わない場合の 公表	改善命令	指定の効力の 全部又は一部 停止	指定取消	現在対応中	その他
件数	24	0	0	0	0	0	0	0

ウ 老人福祉法の規定に基づく権限の行使（複数回答）

	報告徴収 立入検査	改善命令	事業の制限、 停止、廃止	認可取消	現在対応中	その他
件数	14	0	0	0	0	1

令和4年度 高齢者虐待防止法に基づく対応状況等（養護者による高齢者虐待）

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第25条の規定に基づく、養護者による高齢者虐待の状況の公表については、以下のとおりです。

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護従事者等以外の者」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当します。

1 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

(1) 相談・通報対応件数

表1 相談・通報対応等件数

	令和3年度	令和4年度	増減	増減率
相談・通報件数	1,996	2,241	245	12.3%
虐待判断事例総件数	996	1,100	104	10.4%

(2) 相談・通報者

表2 相談・通報者（複数回答）

	介護支援 専門員	介護保険 事業所職員	医療機関 従事者	近隣住民 ・知人	民生委員	被虐待者 本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村 行政職員	警察	その他	不明 (匿名を含む)	合計
人	622	136	105	66	28	180	212	50	96	648	221	7	2,371
%	26.2	5.7	4.4	2.8	1.2	7.6	8.9	2.1	4.0	27.3	9.3	0.3	100.0

(注) 相談・通報者には重複があるため、内訳の合計は相談・通報件数に一致しない。

(3) 事実確認の状況

「事実確認を行った」が2,122件(93.6%)、「事実確認調査を行っていない」が144件(6.4%)であった。事実確認調査を行った事例のうち、法第11条により「立入調査を行った事例」は15件(0.7%)であり、「訪問調査を行った事例」1,235件(54.5%)、「関係者からの情報収集のみでの調査を行った事例」872件(38.5%)であった。事実確認を行っていない事例の内訳は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が122件(5.4%)、「後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例」が22件(1.0%)である。

(4) 事実確認の結果

事実確認の結果、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例(以下「虐待判断事例」という。)の件数は、1,100件であった。

(5) 虐待の種別・類型

表3 虐待の種別・類型（複数回答）

	身体的虐待	介護・世話の 放棄、放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計(累計)	合計(人数)
件数	794	152	385	8	184	1,523	1,127
%	70.5	13.5	34.2	0.7	16.3	—	—

(注1) 調査対象年度内に虐待と判断された事例における被虐待高齢者の実人数について集計。

(注2) %は被虐待高齢者1,127人に対する割合である。

(6) 被虐待高齢者の状況

ア 性別及び年齢

表4 性別

	男 性	女 性	不 明	合 計
人	298	829	0	1,127
%	26.4	73.6	0.0	100.0

表5 年齢

	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85～89 歳	90 歳以上	不 明	合 計
人	80	181	230	329	195	112	0	1,127
%	7.1	16.1	20.4	29.2	17.3	9.9	0.0	100.0

イ 被虐待高齢者の介護保険の申請状況

表6 要介護認定者の要介護状態区分

	未 申 請	申 請 中	認 定 済 み	認定非該当	不 明	合 計
人	335	65	703	23	1	1,127
%	29.7	5.8	62.4	2.0	0.1	100.0

ウ 介護保険認定済者の要介護度及び認知症日常生活自立度

表7 介護保険認定済者の要介護度

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	不 明	合 計
人	42	80	191	153	123	65	44	5	703
%	6.0	11.4	27.2	21.8	17.5	9.2	6.3	0.7	100.0

表8 要介護認定者の認知症日常生活自立度

	自立又は 認知症なし	自立度Ⅰ	自立度Ⅱ	自立度Ⅲ	自立度Ⅳ	自立度Ⅴ	認知症あるが 自立度不明	認知症の 有無が不明	合 計
人	66	131	241	176	42	9	23	15	703
%	9.4	18.6	34.3	25.0	6.0	1.3	3.3	2.1	100.0

エ 虐待者との同居・別居の状況

表9 被虐待高齢者における虐待者との同居の有無

	虐待者とのみ同居	虐待者及び 他家族と同居	虐待者と別居	そ の 他	不 明	合 計
人数	586	398	139	4	0	1,127
%	52.0	35.3	12.3	0.4	0.0	100.0

オ 世帯構造

「未婚の子と同居」が369件（32.7%）と最も多く、「夫婦のみ世帯」は308件（27.3%）、「配偶者と離別・死別等した子と同居」及び「子夫婦と同居」がそれぞれ125件（11.1%）であった。

カ 虐待者との関係

表10 虐待者と被虐待高齢者との続柄

	夫	妻	息 子	娘	息子の 配偶者 (嫁)	娘 の 配偶者 (婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不 明	合 計
人	288	98	441	199	23	16	28	31	34	1	1,159
%	24.8	8.5	38.1	17.2	2.0	1.4	2.4	2.7	2.9	0.1	100.0

(注) 調査対象年度内に虐待と判断された事例における虐待者の延べ人数について集計。

(7) 虐待への対応策について

ア 分離の有無について

表11 虐待への対応策としての分離の有無

	分離を行った	分離をしていない	対応検討・調整中	既に分離状態 (別居、入院、入所等)	そ の 他	合 計
件数	279	1,028	25	244	271	1,847
%	15.1	55.7	1.4	13.2	14.7	100.0

イ 分離を行った事例の対応

表12 分離を行った事例の対応の内訳

	契約による 介護保険 サービスの 利用	老人福祉法に 基づくやむを 得ない事由等 による措置	緊急一時保護	医療機関へ の一時入院	左記以外の 住まい・施設 等の利用	虐待者を高 齢者から分 離(転居等)	そ の 他	合 計
件数	83	35	38	43	45	20	15	279
%	29.7	12.5	13.6	15.4	16.1	7.2	5.4	100.0
面会制限を行 った事例(内数)	21	23	27	8	12	3	6	100

ウ 分離していない事例の対応の内訳

表13 分離を行っていない事例の対応の内訳(複数回答)

	養護者に対する 助言・指導	養護者が介護負 担軽減のための 事業に参加	被虐待者が新た に介護保険サー ビスを利用	既に介護保険サ ービスを受けて いるがケアプラン を見直し	被虐待者が介護 保険サービス以 外のサービスを利用	そ の 他	見 守 り	合 計 (累計)	合 計 (人数)
件 数	524	38	85	208	32	176	300	1,363	1,028
%	51.0	3.7	8.3	20.2	3.1	17.1	29.2	-	-

(注1) %は被虐待高齢者と虐待者の分離を行っていない1,028人に対する割合である。

(注2)「見守り」は、他の対応と重複がない事例にのみ計上されている。

エ 権利擁護に関する対応

権利擁護に対する対応として、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用状況について把握した。成年後見制度については、「利用開始済み」が19件、「利用手続き中」が28件であり、これらを合わせた47件のうち、市町村長申し立ての事例は32件（68.1%）であった。

一方、「日常生活自立支援事業の利用」は15件であった。

(8) 虐待等による死亡事例件数

「介護している親族による、介護をめぐって発生した事件で、被介護者が65歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例」のうち、市町村が把握している事例は2件であった。

2 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

表14 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

項目	3年度実施 (市町村数)	3年度実施 (%)	4年度実施 (市町村数)	4年度実施 (%)
対応窓口部局の住民への周知	45	83.3	46	85.2
地域包括支援センター等の関係者への研修	41	75.9	43	79.6
講演会や広報誌等による住民への啓発活動	35	64.8	36	66.7
居宅介護サービス事業者に法についての周知	34	63.0	40	74.1
介護保険施設に法について周知	33	61.1	38	70.4
独自の対応マニュアル、業務指針等の活用	47	87.0	52	96.3
「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	41	75.9	43	79.6
「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	33	61.1	34	63.0
「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	34	63.0	35	64.8
成年後見制度の市町村長への申立への体制強化	45	83.3	47	87.0
法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	30	55.6	31	57.4
老人福祉法による措置に必要な居室確保のための関係機関との調整	44	81.5	44	81.5
虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	53	98.1	52	96.3%
日常生活を営むのに支障がありながら、必要なサービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等	50	92.6	49	90.7

令和 5 年度高齢者虐待防止対策に関する取組状況調査結果

1 調査対象及び方法

- (1) 対 象：県内 5 4 市町村
 (2) 方 法：調査票によるアンケート調査
 (3) 調査期間：令和 6 年 1 月 1 7 日～2 月 9 日

2 調査結果

I 普及啓発の取組について

		令和 5 年度		令和 4 年度	
		市町村数	構成割合(%)	市町村数	構成割合(%)
問 I - ①	広報紙への虐待関連記事の掲載	-	-	-	-
	実施している	26	48.1	26	48.1
	実施していない	28	51.9	28	51.9
問 I - ②	チラシ、リーフレット等の作成・配布	-	-	-	-
	実施している	30	55.6	33	61.1
	実施していない	24	44.4	21	38.9
問 I - ③	虐待防止等の研修会、事例検討会等の実施	-	-	-	-
	実施している	36	66.7	30	55.6
	実施していない	18	33.3	24	44.4
問 I - ④	高齢者虐待対応窓口の住民への周知	-	-	-	-
	実施している	48	88.9	49	90.7
	実施していない	6	11.1	5	9.3
問 I - ⑤	夜間・休日の高齢者虐待対応窓口の住民への周知	-	-	-	-
	実施している	23	42.6	20	37.0
	実施していない	31	57.4	34	63.0
問 I - ⑥	上記以外の普及啓発活動	-	-	-	-
	実施している	16	29.6	16	29.6
	実施していない	38	70.4	38	70.4
問 I - ⑦	介護保険サービス事業所への虐待対応についての周知方法（複数回答）	-	-	-	-
	ア 事業所代表者、職員等を対象とした研修会を実施	20	37.0	17	31.5
	イ 事業所対象の説明会で、高齢者虐待対応について説明	18	33.3	11	20.4
	ウ 事業所に対して文書通知等により周知	11	20.4	16	29.6
	エ その他	20	37.0	16	29.6
	オ 周知していない	3	5.6	7	13.0
問 I - ⑧	介護保険サービス事業所における虐待通報・対応等の問題と感ずること	-	-	-	-
	(1) 養護者による虐待対応等で問題と感ずることがある	44	81.5	40	74.1
	(2) 養介護施設従事者等による虐待対応等で問題と感ずることがある	43	79.6	39	72.2
問 I - ⑨	有料老人ホームへ的高齢者虐待の未然防止、早期発見等のための取り組み	-	-	-	-
	実施している	14	25.9	8	14.8
	実施していない	40	74.1	46	85.2
問 I - ⑩	虐待防止、早期発見・通報における新たな取組予定（自由記述）	-	-	-	-
	取組予定あり	10	18.5	4	7.4
	取組予定なし	44	81.5	50	92.6

II ネットワークの構築について

問 II - ①	ネットワークの活用状況	-	-	-	-
	ア 見守りネットワークを活用している	44	81.5	45	83.3
	イ 保健医療福祉ネットワークを活用している	37	68.5	41	75.9
	ウ 関係専門機関介入支援ネットワークを活用している	37	68.5	41	75.9
問 II - ②	ネットワーク構築の課題（自由記述）	-	-	-	-
	課題がある	32	59.3	29	53.7
	課題はない	22	40.7	25	46.3

		令和5年度		令和4年度	
		市町村数	構成割合(%)	市町村数	構成割合(%)
問Ⅱ-③	ネットワーク会議	-	-	-	-
	設置している	34	63.0	36	66.7
	設置していない	20	37.0	18	33.3
	開催回数（構成割合は設置市町村に対する比率）	-	-	-	-
	0回	14	25.9	29	53.7
	1～10回	20	37.0	25	46.3
	11～20回	0	0.0	0	0.0
	21～30回	0	0.0	0	0.0
	31回以上	0	0.0	0	0.0
	構成員となっている機関（構成割合は設置市町村に対する比率）	-	-	-	-
	民生委員	34	100.0	36	54.0
	老人クラブ	9	26.5	11	16.5
	社会福祉協議会	30	88.2	32	48.0
	居宅介護支援事業所	20	58.8	21	31.5
	社会福祉施設	25	73.5	31	46.5
	医療機関	27	79.4	28	42.0
	保健所	27	79.4	29	43.5
警察	32	94.1	34	51.0	
弁護士会	21	61.8	20	30.0	
権利擁護団体	20	58.8	22	33.0	
家庭裁判所	1	2.9	1	1.5	
消費者センター	2	5.9	3	4.5	
その他	29	85.3	33	49.5	
問Ⅱ-④	相談窓口	-	-	-	-
	ア 養護者虐待と養介護施設従事者等虐待の担当課が同一	39	72.2	40	74.1
	イ 養護者虐待と養介護施設従事者等虐待の担当課が異なる	15	27.8	14	25.9
	ウ 高齢者虐待と障害者虐待の担当課が同一	7	13.0	6	11.1
	エ 高齢者虐待と障害者虐待の担当課が異なる	47	87.0	48	88.9
問Ⅱ-⑤	高齢者虐待・障害者虐待等防止の対応（複数回答）	-	-	-	-
	ア 高齢者虐待と障害者虐待を一元的に対応	13	24.1	10	18.5
	イ 高齢者虐待と障害者虐待、DV、児童虐待を一元的に対応	3	5.6	3	5.6
	ウ 高齢者虐待と障害者虐待は窓口同一／別部署で対応	4	7.4	4	7.4
	エ 高齢者虐待ネットワーク会議要綱の見直し	6	11.1	6	11.1
	オ 今後の連携の確認のみ	9	16.7	6	11.1
	カ 特に連携していない	5	9.3	6	11.1
	キ その他	23	42.6	23	42.6
問Ⅱ-⑥	高齢者虐待・障害者虐待関係事例の対応（複数回答）	-	-	-	-
	ア 関係部署と調整を図り、共同で対応	49	90.7	45	83.3
	イ コアメンバー会議で主体となる部署を決めて対応	13	24.1	10	18.5
	ウ 通報を受けた部署が対応	4	7.4	4	7.4
	エ 特に調整を図っていない	1	1.9	1	1.9
	オ その他	6	11.1	5	9.3

Ⅲ 措置に向けた対応

問Ⅲ-①	居室確保のための取り組み（複数回答）	-	-	-	-
	ア 施設と協定書を締結している	11	20.4	11	20.4
	イ 施設と措置委託をする申し合わせ事項を決めている	4	7.4	5	9.3
	ウ 施設に対し定期的に協力依頼をしている	2	3.7	1	1.9
	エ 随時調整し入所を依頼している	33	61.1	31	57.4
	オ 特に取り組んでいない	0	0.0	1	1.9
	カ その他	6	11.1	7	13.0
問Ⅲ-②	居室確保において困ったこと	-	-	-	-
	ア 困ったことがある	25	46.3	23	42.6
	イ 特に困ったことがない	23	42.6	22	40.7
ウ 分離が必要な事例がなかった	6	11.1	9	16.7	

		令和5年度		令和4年度	
		市町村数	構成割合(%)	市町村数	構成割合(%)
問Ⅲ-③	措置において困ったこと	-	-	-	-
	ア 困ったことがある	26	48.1	23	42.6
	イ 特に困ったことがない	13	24.1	22	40.7
	ウ 措置が必要な事例がなかった	15	27.8	9	16.7

Ⅳ コアメンバー会議について

問Ⅳ-①	開催状況	-	-	-	-
	開催回数【R4年度】	-	-	-	-
	0回	3	5.6	4	7.4
	1～10回	23	42.6	19	35.2
	11～20回	11	20.4	12	22.2
	21～30回	4	7.4	5	9.3
	31回以上	13	24.1	14	25.9
	通報・相談件数【R4年度】	-	-	-	-
	0回	2	3.7	3	5.6
	1～10回	12	22.2	14	25.9
	11～20回	11	20.4	8	14.8
	21～30回	8	14.8	12	22.2
	31回以上	21	38.9	17	31.5
	開催回数【R5年度（12月末時点）】	-	-	-	-
	0回	2	3.7	5	9.3
	1～10回	21	38.9	21	38.9
	11～20回	18	33.3	14	25.9
21～30回	5	9.3	6	11.1	
31回以上	8	14.8	8	14.8	
通報・相談件数【R5年度（12月末時点）】	-	-	-	-	
0回	1	1.9	1	1.9	
1～10回	13	24.1	17	31.5	
11～20回	18	33.3	13	24.1	
21～30回	7	13.0	9	16.7	
31回以上	15	27.8	13	24.1	
問Ⅳ-②	構成員の出席頻度	-	-	-	-
	ア 市町村の管理職	-	-	-	-
	必ず出席（100%）	30	55.6	34	63.0
	ほとんど出席（約80～90%）	8	14.8	5	9.3
	事例により出席（約80%未満）	16	29.6	14	25.9
	出席しない（0%）	0	0.0	1	1.9
	イ 市町村の担当者	-	-	-	-
	必ず出席（100%）	52	96.3	50	92.6
	ほとんど出席（約80～90%）	2	3.7	2	3.7
	事例により出席（約80%未満）	0	0.0	2	3.7
	出席しない（0%）	0	0.0	0	0.0
	ウ 地域包括支援センターの社会福祉士	-	-	-	-
	必ず出席（100%）	24	44.4	24	44.4
	ほとんど出席（約80～90%）	13	24.1	12	22.2
	事例により出席（約80%未満）	14	25.9	16	29.6
	出席しない（0%）	3	5.6	2	3.7
	エ 地域包括支援センターの保健師	-	-	-	-
必ず出席（100%）	7	13.0	7	13.0	
ほとんど出席（約80～90%）	15	27.8	14	25.9	
事例により出席（約80%未満）	29	53.7	31	57.4	
出席しない（0%）	3	5.6	2	3.7	
オ 包括介護支援専門員	-	-	-	-	
必ず出席（100%）	4	7.4	7	13.0	
ほとんど出席（約80～90%）	13	24.1	14	25.9	
事例により出席（約80%未満）	33	61.1	29	53.7	
出席しない（0%）	4	7.4	4	7.4	

		令和5年度		令和4年度	
		市町村数	構成割合(%)	市町村数	構成割合(%)
問IV-② (つづき)	カ その他	-	-	-	-
	ア～オ以外に必ず出席する構成員がいる	7	13.0	6	11.1
	ア～オ以外には必ず出席する構成員はいない	47	87.0	48	88.9
問IV-③	通報から会議開催までの時間	-	-	-	-
	ア 48時間以内に開催	16	29.6	21	38.9
	イ 緊急性の高い事案のみ48時間以内に開催	35	64.8	33	61.1
	ウ 48時間以内に実施していない	1	1.9	0	0.0
	エ その他	2	3.7	0	0.0
問IV-④	個別ケース会議	-	-	-	-
	定期的を実施している	4	7.4	2	3.7
	支援方針の変更が必要な時に実施している	39	72.2	21	38.9
	上記以外の方法で実施している	9	16.7	30	55.6
	実施していない	2	3.7	2	3.7
問IV-⑤	評価会議	-	-	-	-
	実施している	36	66.7	34	63.0
	実施していない	18	33.3	20	37.0

V 高齢者虐待対応の体制について

問V-①	新任者への研修等（複数回答）	-	-	-	-
	ア 市町村独自の新任研修を実施している	4	7.4	4	7.4
	イ 市町村独自の研修以外の研修を受講させている	49	90.7	49	90.7
	ウ 事務引継ぎ時に対応方法を説明している	43	79.6	35	64.8
	エ 対応していない	1	1.9	2	3.7
	オ その他	5	9.3	3	5.6
問V-②	警察との連携（複数回答）	-	-	-	-
	ア 高齢者虐待防止ネットワーク会議等の構成員となっている	30	55.6	33	61.1
	イ 個別ケース会議等の出席を依頼している	16	29.6	12	22.2
	ウ 定期的に打合せをしている	0	0.0	0	0.0
	エ 立入調査が必要な事例が発生した時のみ立ち合いを依頼している	23	42.6	16	29.6
	オ 特に連携していない	4	7.4	2	3.7
問V-③	警察署長に対する援助要請等に係る警察担当者との協議等	-	-	-	-
	実施している	17	31.5	14	25.9
	実施していない	37	68.5	40	74.1
問V-④	警察との通報に関する取り決め	-	-	-	-
	取り決めがある	6	11.1	6	11.1
	取り決めがない	48	88.9	48	88.9
問V-⑤	DV防止法を使って対応した事例【R4・R5年度】	-	-	-	-
	事例がある	4	7.4	3	5.6
	事例はない	50	92.6	51	94.4
問V-⑥	保健所と連携した事例【R4・R5年度】	-	-	-	-
	事例がある	26	48.1	26	48.1
	事例はない	28	51.9	28	51.9
問V-⑦	成年後見制度の円滑化のための体制強化の取り組み	-	-	-	-
	実施している	38	70.4	38	70.4
	実施していない	16	29.6	16	29.6
問V-⑧	虐待発生要因が経済的困窮である場合の養護者へのサポート（複数回答）	-	-	-	-
	ア 就労支援	25	46.3	25	46.3
	イ 生活保護等の手続支援	41	75.9	36	66.7
	ウ その他	25	46.3	25	46.3

VI 高齢者虐待対応の夜間・休日体制について

問VI-①	夜間・休日の対応マニュアルの作成状況	-	-	-	-
	作成している	23	42.6	18	33.3
	作成していない	31	57.4	36	66.7

		令和5年度		令和4年度	
		市町村数	構成割合(%)	市町村数	構成割合(%)
問VI-②	夜間・休日の通報（R5年12月末時点）	-	-	-	-
	通報があった	19	35.2	17	31.5
	通報がなかった	35	64.8	37	68.5
	県内の夜間・休日通報件数の合計（把握している案件のみ）	36	66.7	35	64.8
問VI-③	通報があった場合の対応方法（複数回答）	-	-	-	-
	ア 宿直職員から担当者へ連絡し、担当者が現場へ出向き対応	38	70.4	26	48.1
	イ 宿直職員から担当者へ連絡し、担当者が電話のみで対応	21	38.9	15	27.8
	ウ 宿直職員が通報等を受け、翌日以降に担当課へ報告	4	7.4	5	9.3
	エ 特に対応しない	0	0.0	0	0.0
	オ その他	15	27.8	26	48.1

VII 高齢者虐待の体制について（役割分担・人員体制）

VII-①	市町村・地域包括支援センターの役割分担（両方の場合は中心的な役割を担うもの）	-	-	-	-
	ア 相談・通報・届出の受付	-	-	-	-
	市町村	20	37.0	19	35.2
	地域包括支援センター	34	63.0	35	64.8
	イ 相談者への対応	-	-	-	-
	市町村	11	20.4	11	20.4
	地域包括支援センター	43	79.6	43	79.6
	ウ 関係機関からの情報収集	-	-	-	-
	市町村	13	24.1	14	25.9
	地域包括支援センター	41	75.9	40	74.1
	エ 訪問調査	-	-	-	-
	市町村	9	16.7	9	16.7
	地域包括支援センター	45	83.3	45	83.3
	オ ケース会議の開催（関係機関の招集）	-	-	-	-
	市町村	27	50.0	19	35.2
	地域包括支援センター	27	50.0	35	64.8
	カ 支援方針等の決定	-	-	-	-
	市町村	45	83.3	38	70.4
	地域包括支援センター	9	16.7	16	29.6
キ 支援計画の作成	-	-	-	-	
市町村	15	27.8	9	16.7	
地域包括支援センター	39	72.2	45	83.3	
VII-②	高齢者虐待業務の対応人数（常勤換算平均）	-	-	-	-
	市町村	1.84	3.4	3.39	6.3
	地域包括支援センター	6.73	12.5	4.31	8.0

VIII 高齢者虐待対応マニュアルの活用について

問VIII-①	市町村独自マニュアルの作成状況	-	-	-	-
	作成している	43	79.6	39	72.2
	作成していない	11	20.4	15	27.8
問VIII-②	マニュアルの活用状況（複数回答）	-	-	-	-
	市町村独自マニュアルを活用している	43	79.6	39	72.2
	厚労省作成のマニュアルを活用している	43	79.6	50	92.6
	その他のマニュアルを活用している	12	22.2	12	22.2
	活用していない	0	0.0	5	9.3

IX 高齢者虐待対応の課題について

高齢者虐待対応の課題（自由記述）		-	-	-	-
課題がある		43	79.6	48	88.9
課題がない		11	20.4	6	11.1

X 長期化・再発している養護者虐待案件について

		令和5年度		令和4年度	
		市町村数	構成割合(%)	市町村数	構成割合(%)
問X-①	虐待が初めて発覚してからの経過年数	-	-	-	-
	ア 1年以上5年未満	-	-	-	-
	市町村数	31	57.4	36	66.7
	件数	585	1083.3	533	987.0
	イ 5年以上10年未満	-	-	-	-
	市町村数	10	18.5	12	22.2
	件数	54	100.0	55	101.9
ウ 10年以上	-	-	-	-	
市町村数	5	9.3	4	7.4	
件数	7	13.0	8	14.8	
問X-②	長期化している理由(複数回答)	-	-	-	-
	ア 虐待者と被虐待者への介入が難航している	25	46.3	17	31.5
	イ 養護者支援の不足	7	13.0	6	11.1
	ウ 被虐待者の介護サービスの利用不足	11	20.4	10	18.5
	エ その他	16	29.6	17	31.5
問X-③	過去に一度終結し、令和4年度に再度虐待が発生した事案	-	-	-	-
	再発事案がある市町村数	21	38.9	15	27.8
	県内の再発件数合計	42	77.8	39	72.2